

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、地方厚生局に届出し、保険医療機関の指定を受け、診療を行っています。

○指定医療機関について

- ・ 労災保険医療機関指定
- ・ 難病医療助成指定医
- ・ 被爆者一般疾病医療機関指定
- ・ 自立支援医療機関（精神通院）
- ・ 身体障害者指定医（肢体不自由の診断）
- ・ 神経学的検査
- ・ MRI 撮影
- ・ 生活習慣病管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料
- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料

○明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へお申し出ください。

○電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではマイナ保険証の利用促進を行う等医療DXを通じて質の高い医療を提供できよう取り組んでいます。医師が診療を行う診察室で患者さんの同意に応じオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用して診療を行っています。

○一般名処方管理加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

医薬品の供給状況を鑑み、一般名処方で処方箋を発行することがあります。

医師の判断により、患者さんの状況等に合わせて長期処方、リフィル処方箋を発行することがあります。